

申告期間 2月16日(木)～3月15日(水)

厚岸町役場確定申告会場では、新型コロナウイルス感染防止対策として、申告会場への入場者数の制限を実施します。

また、申告受付開始直後や、最終日付近は特に混み合うことが予想されます。釧路税務署での申告や、ご自宅からマイナンバーカードを使用した申告をご活用いただくなどのご協力をお願いします。

●申告に必要なもの

- ・源泉徴収票 ・国民年金保険料控除証明書
- ・金銭出納帳やその他金銭の受領書など
- ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の領収書(令和4年中の領収印があるもの)
- ・生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書
- ・医療費控除の明細書(領収書での申告は受け付けできませんので、事前に準備してください)
- ・セルフメディケーション税制の明細書(領収書での申告は受け付けできませんので、事前に準備してください)
- ・障がいがある人は障害者手帳や療育手帳
- ・おむつ使用証明書、またはおむつ使用に関する意見書など

●申告会場での感染防止対策

- ・健康状態の確認を徹底
→事前に検温をして、発熱等風邪症状がある場合、体調が回復するまでは来庁を控えてください
- ・マスクの着用
→申告書を作成する際に聞き取りを行いますので、必ず着用してください
- ・会場内での滞在時間の短縮
→事前に申告する内容と資料の整理について、ご協力をお願いします

～町民税の税額決定の流れ～

皆さんに町民税の税額をお知らせするまでの主な流れは、次のとおりです。

●1月【年末調整】

勤めている会社から厚岸町役場に給与支払報告書が提出されます

●2月中旬～3月中旬【確定申告】

確定申告の受付が開始されます

●3月下旬～5月【入力・確認作業】

会社等から提出された給与支払報告書、確定申告書をシステムへ入力し、確認作業を行います

【当初賦課(課税額確定)】

●5月中旬～6月中旬【納税通知書(納付書)を送付】

その年の1月1日現在で厚岸町に居住していた人に納税通知書を送付します

●厚岸町役場確定申告会場受付日程表

受付日	会場・時間
2月16日(木)～17日(金)	役場1階 中会議室(9:00～16:00)
2月20日(月)	資料整理日(役場では申告できません)
2月21日(火)	役場1階 中会議室(9:00～19:00)
2月22日(水)	役場1階 中会議室(9:00～16:00)
2月23日(木・祝)	祝日(役場および税務署では申告できません)
2月24日(金)	役場1階 中会議室(9:00～16:00)
2月27日(月)	資料整理日(役場では申告できません)
2月28日(火)	上尾幌コミュニティセンター(9:30～14:00)
3月1日(水)	尾幌酪農ふれあい館(10:00～14:00)
3月2日(木)	湖南地区集会所(9:30～15:00)
3月3日(金)	役場1階 中会議室(9:00～16:00)
3月6日(月)	資料整理日(役場では申告できません)
3月7日(火)	役場1階 中会議室(9:00～19:00)
3月8日(水)～10日(金)	役場1階 中会議室(9:00～16:00)
3月13日(月)	資料整理日(役場では申告できません)
3月14日(火)	役場1階 中会議室(9:00～16:00)
3月15日(水)	役場1階 中会議室(9:00～12:00)

※役場1階中会議室以外が会場の日は、役場会場および窓口での申告はできません

※青色申告・贈与税に関する申告につきましては、釧路税務署での申告をお願いします

ご自宅等からの電子申告(e-Tax)をご利用ください

マイナンバーカードが読み取りできるスマートフォンであれば、自宅から簡単に確定申告ができます。電子申告を活用すると、所得税が早期還付されます。

STEP1 国税庁HPへアクセス

確定申告等作成コーナーへアクセスし、『作成開始』のボタンをクリックします。



STEP2 送信方法を選択

申告内容に関する質問を選び、『Q 提出方法を選択してください』の質問で『e-Tax(マイナンバーカード方式)』を選択。スマートフォンで読み取ると、住所や氏名等の情報が表示されます。

STEP3 金額などを入力

給与所得の源泉徴収票を収入の入力や控除の入力を行います。

給与所得の源泉徴収票をスマートフォンのカメラで撮影することで、自動で読み取り入力できます！

STEP4 送信

電子申告が完了します。

町・道民税の申告や確定申告は計画的に

町・道民税の申告が必要か確認してみましょう！

※スタートから矢印に沿って進んでください。

チェック！



スタート！ 令和5年1月1日現在、厚岸町に住所がありましたか？

→ はい！

→ いいえ！

前年中、収入がありましたか？

町内に住所がある人の配偶者控除が扶養控除、扶養親族(年少)となっていますか？

令和5年1月1日に住所のある市町村へお問い合わせください。
(厚岸町への申告は必要ありません)

所得税の確定申告が必要な人ですか？

- 【確定申告が必要な人の主な例】
- ・給与を1カ所から受けていて、給与以外の所得が20万円を超えている人
 - ・給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える人
 - ・年金の年間収入額が400万円を超える人など
 - ・事業所得や不動産所得のある人

次のいずれかに当てはまりますか？
1つでも当てはまったら『はい！』へ

- ・国民健康保険に加入している人とその世帯主
- ・後期高齢者医療制度に加入している人とその世帯主
- ・国民年金保険料の免除を希望する人とその配偶者・世帯主
- ・介護認定を受けている40～64歳の人
- ・児童扶養手当の受給資格がある人
- ・障害者福祉サービスを利用する人
- ・税の証明書が必要な人
- ・町外に住所がある親族に扶養されている人
- ・誰の扶養も受けていない人(学生で町に住所をおいたままの人)

提出された確定申告書を基に、町・道民税を課税計算するため、町・道民税の申告は必要ありません。

給与所得や公的年金などに係る雑所得以外の所得がありますか？

雑損控除や医療費控除、寄附金控除、源泉徴収票に記載のない生命保険料控除、社会保険料控除などを受けますか？

所得税の申告が不要でも、町・道民税の算定で、源泉徴収票に載っていない生命保険料や社会保険料の控除などを受けた人は、町・道民税の申告が必要です。

町・道民税の申告が必要です。

申告しないと、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の減額認定が受けられないなど、行政サービスが受けられない場合があります。

町・道民税の申告は必要ありません。ただし、所得証明書が必要な場合は、申告が必要です。

厚岸町役場確定申告会場
申告する場合
左のページへ！

税務署で
申告する場合

●問い合わせ／釧路税務署 ☎ 0154-31-5100
役場税務課課税係 ☎ 0153-52-3131

【税務署で申告する場合】

釧路税務署の確定申告会場に入場するには、整理券が必要です。

整理券は当日配布します。

※LINEから事前発行もできます。

右の二次元バーコードから手続きできます。

開設期間／2月16日(木)～3月15日(水)

受付時間／9時から16時

